

Title	服部教授の『国際経済論』を評す
Sub Title	
Author	向井, 鹿松
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.7 (1916. 7) ,p.1025(129)- 1036(140)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160701-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

如きは此點に於て正に一步を進めたるものと云ふべく同興信所は回報を第三者に知らしむることを原則としては禁止せず、只之を爲さんとするものは興信所の認許證を求むることを必要とし、且將來に起るべき興信所の手數及費用を償ふ爲めに一定の手數料を納付せしむることを條件となせり。

次に大興信所に在りては其勢力甚だ大なるが故に其勢力の濫用に對しては別に法律上の規定の必要あり。然らば特に法律上注意を要すべき點如何。

九、興信所と立法

法律を以て先づ規定を要するは、職業として信用通信の事に従ふものは政府の免許を必要とするは是なり。此免許申請の義務に關する規定は千八百八十五年既に埃士利政府に依りて採用せられたる所にして且政府は定期に各興信所を檢閲し得ることとせり。然れども此方法は何

等特別なる効果を有せざるが如し。故に復埃士利に於ては興信所を設立せんとする營業者は千八百八十五年三月十八日の條例によりて當該營業を爲すに必要な條件を具備し且之を爲すに十分なる一般的及商業上の素養を有する旨を監督官廳に申告せざる可からずとなせり。然れども斯かる規定は未だ以て事の真相に觸れたるものと云ふ能はざるなり。

獨逸に於ては興信所は千九百年以來營業法第三十五條の規定の支配を受るとなりたるを以て從て此營業を爲すに不信用なるものと事實上思考せられたる者は之が經營を許可せられず。然れども興信所を利用せんとする實業家は自ら其利益を擁護するの途を知るを以て、斯かる規定の實益亦渺かるべし。次に獨逸刑法典第八十六條及第八十七條は興信所の受くべき刑法上の責任に關する規定をなせり。之に據れば他人を侮辱する表明、侮辱には非るも他人の信用を害する不確實なる事實を主張し又は流布した

る時に刑罰を課せらるべし。又同法第九十三條に據れば、正當なる利益擁護の爲めに他人を批難したる表明は、其表明の形式が侮辱なるに非ずして、其場合の事情よりして他人に對する侮辱となりたるものなる時は何等の責任なきものとせり。尙興信所の私法上の權義に就ては通常其回報依頼人との約款に依りて定まるものとせり。然れども法律は興信所が特に正當なる利益の代表者としての性質に鑑み其責任を著しく制限したり。

我が法律には從來興信所に關し何等の規定なし只先年大阪に於て似而非興信業者の不正事件ありたるに鑑み將來發生することあるべき弊害豫防の爲め大阪府廳は府令を以て又兵庫縣廳は縣令を以て信用告知業取締規則なるものを發布し各々所轄警察署をして之が取締を勵行せしめ居るなり。これ畢竟興信事業の眞諦を誤解し其神聖なるべき事業の目的に添はざる所の似而非興信業者の玉石混在せるが爲めに於て斯の如き有害無益の背信的行動を敢てする者に對する行政上の處置としては寔に當然の事たるべし(完)

服部教授の『國際經濟論』を評す

向井鹿松

近時出版界に表はる、書籍の種類は其數多くして、之を適當に分類すること困難なりと雖も、苟くも學術上の著作と稱して之を公にする以上は自己の研究を以て其中心とせざる可からざるや論なし。勿論之が研究のためには幾多大家の所説を參照引用するの必要ある可し。而も是等の參照引用たる只研究遂行の手段、方法たるに過ぎずして、其著述の中心は常に著者自身の研究にあるを其要とす可し。

外國語を以て記述せられたる著書の内容を其儘國語にて傳へ、或は之れに多少の説明を加へ若くは其梗概、一部を紹介せんとする場合にはそれぞれ翻譯、解説、又は抄譯と稱して其旨を

明かにし、決して著者研究の成果たる一般著作物と混同す可きに非ざるなり。一ツの書籍の内容の三分の二以上が此の種の翻譯なる場合に於ても亦尋常一様の參照引用を以て目す可きものに非ず、随つて又單純なる著作と號して公刊す可き性質のものに非ざるなり。殊更に秘して之れを明かにせざるはこれ剽竊の純なるものにして、之を曖昧の内に置かんとするもの亦剽竊の誹を免かるゝ能はざるなり。

我國に於て外國書を翻譯しながら之を明記せずして公表するの弊風は今日に始まりたるに非ず、而して我經濟學界亦其の例に洩れざるなり。余輩の茲に評せんとする早稻田大學教授ドクトル服部文四郎氏著『國際經濟論』は總頁數六百六十七頁の大冊にして、章を分つこと二十五、各章は更に之を數節に細分し、其總節數實に百〇六の多きに及ぶ。著者が其自序に於て云ふ所を聞くに、教授は數年以前伯林大學ワグネ

ル教授のゼミナールに於て國際資本の研究に従事し、爾來引き續き今日に及びたるものなりと。之に據れば如何にも本書は教授多年の研究の成果なるが如くに見ゆれども、吾人の見る所を以てすれば本書は決して教授自身の研究の結果に非ず、又勿論著述と目す可きものにも非ず、吾人をして忌憚なく云はしむれば本書の如きは全然是れ一個の翻譯なり。吾人は本書二十五章中僅かに二三の章を除けば、其如何なる部分に於ても教授自身の研究と見る可きものを發見し得ざるを悲しむものなり。余輩は左に教授の『國際經濟論』の原書と目す可き著作を示し、且つ各章に付き其當該箇所を記して以て吾人の言の妄ならざる證左に充てんと欲す。

國際經濟論の三分の二は A. Satorius Freiheit von Walterhausen の Das volkswirtschaftliche System der Kapitalanlage im Auslande の翻譯にして、而も大體に於て殆んど其逐字譯と認む可

きものなり。此書は其頁數四四二、千九百〇七年の出版にかゝり、外國放資に關する名著として彼地學界に於て好評を博したるものなり。

『國際經濟論』は此の書の翻譯を中心とし、之れに Hobson の The Export of Capital (1914) の數章の要領又は抄譯と我國の統計及び新聞紙上に掲げられたる他人の調査とを附加し、更に著者自身の研究になる二三の章を添付して、成りたるものなり。左に「國際經濟論」の各章に付て其詳細を示す可し。以後ザ氏とあるは Satorius 氏、ホ氏とあるは Hobson 氏の各前掲の書を指すものにして、尙各章下の數字は其章の分量を示す頁數なり。

國際經濟論

第一章 國際經濟の概念 一四

本書は著者自身の意見なり。

第二章 國際放資の起源及び沿革 二四

本章はホ氏第四、五、六章の要領なり。

但し終りの統計を除く

第三章 國際放資の變遷 一〇

これ又ホ氏第四章前半の翻譯なり。

第四章 國際放資の原因 三一

本章の冒頭及び第一節はザ氏第一篇第四章 Warum sucht das inländische Kapital das Ausland auf? の前半の翻譯にして、第二節の表題は之れ教授の特に附したるものにして、而も其内容の大部分はホ氏の二六、及び二七頁を翻譯したるものなり。第三節はザ氏同章の残り後半を翻譯したるものにして、更に第四節はザ氏第一篇第三章 Gewinn- und Zinsdifferenzen innerhalb der Weltwirtschaft を翻譯したるものなり。

見る可し本章はザ氏第一編の第三章と第四章の順序を轉換し、更に第四章は之を分ちて二節となし、其間にホ氏の翻譯を挿入したるものなり。此種の細工は本章に限る

に非ず、其他到る處に之を見る可しと雖も、
而も本章の如きは其細工極めて不手際なる
ものにして爲めに其議論甚た徹底を缺くに
至れり(事の序ながら本書の冒頭に一八三
八年とあるは一八三三年の誤植なり。)

第五章 國際放資の方向 二三

本章は殆んど悉くホ氏第二章の中二七頁よ
り四〇頁の間の自由譯にして、只之を四節
に分ち説明したるに過ぎざるなり。

第六章 國際放資の方法 三一

本章第二節以下は悉くザ氏の第一篇第五章
Die Arten der ausländischen Kapitalanlage und
die Formen der Kapitalübertragung の翻譯
なり。若し教授が之れに手を加へたるもの
ありとせば、そは只、原著者が海外放資の
例證として「獨逸商人が墨西哥に於て獨乙
製商品八萬五千馬正貨一萬馬、之が運送費

五千馬、合計十萬馬の資本にて商業を開始
したり」とあるを教授は「日本商人が支那
に於て、日本製商品八萬五千圓、正貨一萬
圓、運送費五千圓合計十萬圓の資本にて云
々」となしたるの類のみ。

第七章 資本の國民性 一九

本章はザ氏第二篇第二章 Die Nationalisie-
rung des Kapitals の翻譯なり。但し第四節資
本の國民性と我對支那放資は教授の附加せ
しものなり、而して其頁數は僅かに三のみ。

第八章 外國に於ける製造所の設立 二三

ザ氏第二篇第四章 Die Fabrikgründung im
Auslande の翻譯なり。但し第六節對支那放
資と製造所の設立は教授の筆になるもの、
其量當に八行半。

第九章 國際放資上に於ける銀行の活動と國
際貿易 四九

本章は悉くザ氏第二篇第二章 Das auswärt-
er

ge Kapital im dienste der Warenausfuhr und
Einfuhr の翻譯なり。

第十章 國際貸借勘定 二二

ザ氏第一篇第六章 Internationale Bilanzen の
抄譯なり。

第十一章 國際放資の國民經濟に
及ぼす影響 二二

本章は久しぶりにて、ホ氏より取りたるも
のにて其資本輸出論第三章の梗概を譯述し
たるものなり。

第十二章 外債の應募に對する
國家の干渉 二四

外債義務不履行に對する
強制手段 二二

第十三章 外債の保護 二三

以上三章(此總頁數七九)は之れ皆ザ氏第三
編第一章 Anleihen fremder Staaten 中二七九
頁より三一二頁に至る翻譯若しくは叮嚀な

る解説なり。

第十五章 國際放資に對する制限 一二

本章はホ氏第二章四四頁より四七頁及び同
書一〇七、一〇八頁の解説若しくは翻譯なり

第十六章 國際放資と國家の高等政策 九

本章はザ氏第三編第一章中の殘部を譯述し
たるものなり。即ち服部教授はザ氏の此の
一章を四ツに分ちて各獨立の章となし此の
間にホ氏の譯述を挿入したるものなり。

第十七章 國際經濟上資本の利用と
國家の盛衰 五〇

本章はザ氏第四篇第一章 Der Rentenstaat
Aus Hollands Vergangenheit 前半の翻譯な
り。

第十八章 國際經濟上に於ける和蘭 二六

ザ氏第四篇第一章後半の殆んど純然たる逐
字譯なり。

第十九章 國際經濟上に於ける佛蘭西 二二

本章はザ氏第四篇第二章 Die Exportkapitalismus in England und Frankreich 後半の翻譯なり。

第二十章 國際經濟上に於ける英國 六六

ザ氏同上前半を極めて忠實に翻譯したるものなり。茲に吾人の聊か滑稽に感ずるは教授がザ氏の第四篇第二章を譯するに當りて態々其順序を轉じたるの一事なり。是を各章の中に於ける文句に付て見れば、説明の方法を多少違へて原著の後方にある句を前方に持ち來れるは各所に散見する所なれども、本章の如きは原著の順序を追ひて英國を先にし佛蘭西を後にしたりとて、何等の差し支へあるに非ず、否海外放資の史的順序より云へば和蘭の次に英國來り、後に佛獨の發展を見るに至りたるをや。是を殊更轉倒したる教授の眞意を知るに苦しむなり

第二十一章 國際經濟上に於ける獨乙 二二

り。

第二十五章 米國の對支那關係と

日米の衝突

三三三

本章は教授自身の研究なる可し。否吾人は然あらん事を望む。何となれば吾人は此の章を外にして著書自身の研究と認む可きものと見出すに苦しむが故なり。

以上二十五章六百六十七頁中、ザ氏及びホ氏の著書の翻譯の占むる割合左の如し。

著者	頁數	割合
ザ氏	四五三頁	約六割八分
ホ氏	九一	約一割四分
其他	一二三	
合計	六六七	

是を以て觀れば教授の『國際經濟論』の八割二分は是れザ、ホ兩氏の翻譯にして、其中にも特にザ氏を翻譯せる部分は六割八分(約三分の二)の多きを占むるなり。是れ余が本書を以て

ザ氏第四篇第三章 Deutschlands Weltwirtschaftliche Aufgabe を抄譯したるものなり。ザ氏の翻譯は之にて終る。

第二十二章 我國に於ける國際放資 二九

本章の大部分は大藏省金融事項參考書中の統計及び各新聞雜誌に散見する處を採録せしに過ぎず。

第二十三章 國際金融と我國 一二

本章は教授自身の筆なる可し。國際金融市場の動搖と其救濟策を説明せり、總頁數十一本書中最小の章なり。

第二十四章 支那に於ける各國放資と其利權 二五

教授は自ら其終りに於て本章が某新聞の記事を借用し、之れに二三支那通の教を受けたる所を補綴してなりたる旨を明示せり。著者にして眞に著作道德を重するものならば他の章節に於ても斯くありたきものなり。

ザ氏の翻譯なりと云ふ所以なり。而してザ、ホ兩氏の翻譯を除きたる残り百二十三頁の中より、更に統計其他新聞、雜誌より轉載せる部分を除きて、眞に著者自身の研究なりと認む可きものを求めんか、其頁數は僅々七八十頁(總頁數の約一割余)に過ぎざるなり。

服部教授のホ氏の翻譯は極めて自由なれどもザ氏の部分は努めて原文に忠實ならんことを努めたるもの、如し、殊に其二三の章の如きは殆んど一字一句も忽かせにせざる底の逐字譯なり。然れども又或る章に於ては原著の句の前後を轉倒し又屢々原著の脚註を本文に挿入するに努めたり。教授は又「二十世紀初頭に於ける歐洲大戰亂は云々」の如き當套的文言を各所に挿入するを怠らず、或は原著に「千九〇四年に於ける各國貯蓄預金の利子歩合は云々」とあるを「我國の貯蓄預金利子が平均五分なりし頃の各國貯蓄預金利子は云々」を改め、千九百〇七年出版の

原著に「三十年以來」とあるを「四十年以來」となし或は又原著に「英國資本の蓄積は極めて迅速」とあるを教授は「英國資本の蓄積や、今次の戦争により一時中止せらるゝも其創痍癒ゆるに到らば尙其増加や極めて迅速」と改むる等、其他各所に日本及び支那の事に言及して一行或は二行を費やすを忘れざりき。之を善意に解せんか教授はよく時勢の推移と日本の立場に注意を拂ひたるものにして、又之を悪意に解せんか原著を焼直して以て自己獨創の見を裝はんとに努めたりと云ふ可し。而も分量の上より云へば、之等の粉飾は其百分の一にたも當らず、其記述の要點に到りては殆んど何等の變更を見ざるなり。否只に變更を見ざるのみに非ず、又何等の意義ある補足をもなさざるなり、随つて其統計の如きに到りても殆んど全部、千九〇七年出版の原著の統計を其儘採用して、其後の補足を試みざるなり。又現に第十三章外債義務の不履行を論じ

其第四節に於て、實力的手段を説くにも拘はらず、千九百〇七年第二回海牙條約の規定に付ては一言の言及する所なきなり。而も著者が之れに言及せざりし理由は極めて明白なり。曰く一九〇七年出版の原著には同年の條約の記述を見ざるが故に外ならず。

著者は自ら稱して獨乙留學以來數年間國際資本の研究に従事せるを公言する人なり。而も吾人は「國際經濟論」の如何なる部分に於ても教授獨特の研究と認む可きものを發見する能はざるを遺憾とす。

教授或は云はん「余は其凡例に於て二三の著書を示して本書の成る由來を明示し置けり」と。誠に教授の言の如し、其自序に於て研究を云々せし後を承けたる本書の凡例は、さすがに教授の用意周到を示すものあり、即ち其一節に曰く。

「歐米の諸國に於ても國際放資に關する理論

は主として之を新聞、雜誌等に徴するの外なく、一部の纏りたる著述としては甚だ少ない僅かに獨逸語に於ては Freiherrn von Waltershausen の Das volkswirtschaftliche System der Kapitalanlage im Auslande 及び Dehn の Weltwirtschaftliche Neubildungen 並びに英語では Habson の The Export of Capital 等二三あるに止まる本書は主として右等の書籍を其骨子としたるものである云々。

本書は其各章毎に參考書を掲ぐることをし其最初に掲げられたるものは本書の主なる參考書である。其他は一に讀者攻學の便を計りたものである。」と。

茲に著者が Freiherrn von Waltershausen と云へるは A. Sartorius Freiherrn von Waltershausen を指すと勿論なり、而して同氏の著述が『國際經濟論』の三分の二以上を占むる原著なることは、既に余輩の指摘したる所なり、而も教授

は遂に何處にも A. Sartorius なる原著者の氏名を語らざるなり。原著者の姓は寧ろ Sartorius von Waltershausen と稱するを以て正確なりとなすが如し、然るに教授が只 Freiherrn von Waltershausen と稱して一層重要なる Sartorius を省きたるは正當と云ふ可からず。亦其出版の年及び發行所をも示さざるなり。

斯くの如きは其原著を示すに甚だ不親切を極めたるものと云ふ可く、特に其内容の六割八分を占むる本書を他の書籍と十把一束的に列舉し同一の取り扱ひをなすに至りては原著者を侮辱するの甚だしきものと云ふ可し。之を『國際經濟論』中一割四分を占むるホ氏の資本輸出論と共に示すは尙恕す可し、されど此の上に更に Dehn の Weltwirtschaftliche Neubildungen を掲ぐるに至りては斷じて許す可きは非ざるなり。Paul Dehn の此の書は一九〇四年の出版にして、氏が其著書に於て屢々引用したる所なれども、

而も教授がザ氏を翻譯したる以外に Deh 氏の如何なる部分が『國際經濟論』に引用せられ居るや、吾人は之が發見に苦しむなり。若し果して然りとせば教授は何故に特に引用せられざる書籍を、自己の著書の大部分の原書たるザ氏の書籍と同一の取り扱をなしたりや。斯く如きは之れ明かに、殊更多くの書籍を列舉し、自己の書籍が唯一書の翻譯に非ずして、之等多くの書を涉獵研究したる餘に成りたることを裝はんとするものなりと斷せらるゝも、之が辯解の辭なかべし。

本書各章の終りに参考書として示せる書籍は殆んど悉く原著者が参考書として挙げたるもの、轉載なり。而してザ氏及ホ氏の著書亦之等と同一に列舉せられあるなり。教授は又其凡例に於て「最初に掲げられたるもの即ち本書の主なる参考書である」の一句を添へて、此批難に對する逃道を用意せりと雖も、之れ又教授の責任を

解除するものに非ざるなり。何んとなれば參考書は所詮參考書にして、原著には非ず。一章の殆んど全部が他人の章の翻譯なる場合には明かに其旨を記載す可く、決して尋常一様の參考書として掲ぐ可きに非ざるなり。現に服部教授は本書第二十四章の終りに於て、其章に掲ぐる所が報知新聞大正四年四月二十八日以後に掲載せられたる支那列國鐵道利權及び列國鑛山採掘權なる文章を借用したるものなりと明白に其出所を示せるなり。教授は其原書が日本文なるが故に其旨を明かにし、外國語なるが故に之を不明に附せんとするか。其出所の何人にも發見せらるゝものは之を明かにし、其憂少なきものは之を曖昧の内に葬らんとするか、否教授は單に其書の翻譯なる旨を明かにせざるのみならず、更に進んで其否らざるを示さんとせり。即ち教授は其著五四三頁に於て特に「ウォーターハウゼンの論ずる所によれば」と前置して、ザ氏の原著

四二六頁の上半を譯述せり。教授は何故に此の文書の翻譯に限り原著者の名を示したりや、殊更茲に之を示すは其他の場所のザ氏の翻譯に非ざるを示すの意に出でたるものか、少なくともザ氏を讀まざる讀者は、かく信せざるを得ざる可し。而も直ちに其後を承けたる五四四頁「抑々獨乙が云々」と論せる項は、之れ又明かに原著四二六頁下より四二七頁に渉る一句の翻譯たるなり。此の章にザ氏の翻譯中最も自由なる抄譯を試みたるものなれども其材料は悉くザ氏に出でたるものなり。而も尙教授が只一句のみに原著書の名を示さんとせる意の如何は之を知るに苦しむざるなり。

更に又教授は昨年三月「戦争と外資」なる一書を公けにせられたり。吾人の見る所を以てすれば本書も亦ザ氏前掲書第三編第二章 (Das Kapital und der Krieg) の翻譯、解説、燒直しのみ、只其第二章に於て現歐洲大戦亂及び日本

の實例を挿入し、第三章に於て在外正貨に關する著者の研究の附加するありと雖も、本書の大部分がザ氏によりたることは明々白々の事實たるなり。而も尙教授がザ氏の原著に付きて一言の及ぶなきは其罪『國際經濟論』に優れりと云ふ可し。今試に之を『戦争と外資』第二章第六節に付て見よ。同節はザ氏原著三三五及び三三六頁にある兩句を轉倒して譯述したるものなり。即ち教授は先づ其の後の句を譯述して其の終りに (Hefenich 参照) なる句を挿入して、如何にも自ら之を引用し來りたる如く裝ふと雖も、之れ又ザ氏の引用を翻譯したるに過ぎざるなり。他人の引用を其儘拜借して其出所を示すに吝ならざる教授は同節の全部が悉くザ氏三三五及三三六の意譯又は翻譯にして、其第七節が全部ザ氏三四五頁以下の逐字譯なるにも拘はらずザ氏に付ては一言をもせざるなり。教授はよくザ氏の名を掲ぐるを恐れたるもの、如し。而してか

る翻譯は一二の節に止まらざるなり。

斯くの如く教授は多年ザ氏の著書の一部々々を翻譯し來りて、之を雜誌論文となし、更に又小冊子として公刊し、而も尙一人の其翻譯なるを指摘するなきや、遂に殆んど其全部を譯述し之を公表するの大膽を敢てしたるの誹を免かるゝことを得ざるならんか。

要するに教授は多年ザ氏の著書を翻譯しつゝありたるなり。歐洲戰亂の起るに及び其一部を削き、之に戰爭勃發當時の實例及日本の實狀を加味してなりたるもの之れ「戦争と外資」にして其殘部にホブソンと日本の對支那放資を混じたるもの之れ其近著「國濟經濟論」なりとす。其に其大部分がザ氏の翻譯なる點に於て異なる所を見ざるなり。吾人は徒らに他人の缺點を指摘して、快哉と叫ばんとするものに非ず、只教授の著書が餘りに翻譯、編纂に過ぎ、而も再三、之を繰返すに及びて敢て茲に一言したる次第にして又他意あるに非ざるなり。(終)

理財學會々報

●理財學會大會 六月廿二日午後一時より義塾大ホールに於て三邊教授の開會の辭に始まり左記の講演ありたり
歐洲の保護政策と日本 本多精一君
臺灣の現狀 田中萃一郎君
歐洲戰亂と砂糖工業 藤山雷太君
雜感 箕浦勝人君

來應者約千五百名三邊教授の開會の辭ありて午後四時散會す會後ツイカースホールに於て晚餐會を開き山名次郎氏來會せられ氏のテープルススピーチ三年幹事藤崎君の挨拶あり歡談に時の移るを覺えず十時過ぎ散會せり

來會者は前記山名氏藤崎君の外阿部、三邊、小泉、増井の四教授及二年幹事櫻井、春日岡、石田、小島、廣瀬、上田、桑原、一年幹事鈴木、長谷川、神戸、木岡、大谷、神田、木佐貫の諸君なりき

前號(第六卷)目次(大正五年六月號)

論 說

- 米國銀行制度の新型 法學博士 堀江 歸一
- 地方經濟振興策 慶應義塾 堀切善兵衛
- 年金に依る減價償却を論ず 慶應義塾 三邊 金藏

雜 錄

- 交戰國貨幣低落と其防止策(一) 三宅嘉十郎
- 地代概論(五、完) 増井 幸雄
- 内外興信制度の研究(上) 山崎 繁樹
- 戦時に於ける佛國の經濟及び財政(下) 高島佐一郎
- 長期貸借と短期貸借 高城仙次郎
- 批評と紹介 佐野善作高垣寅次郎共著「銀行論」
- 社會政策學會論叢第九冊

編輯主任

堀江 歸一
高城 仙次郎

- 一冊定價 金二十五錢 郵税金壹錢五厘
- 一ヶ年前金 金二圓七十錢 郵 税 共

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛
●營業に關する用件は發賣元宛
●原稿締切期日は發行の前月十日限
大正五年六月廿九日印刷納本
大正五年七月一日發行 行毎月一回一日發行

三田學會雜誌 禁 轉 載
第十卷第五號
編輯兼發行所 東京市芝區田子目番地慶應義塾内
石田 新太郎
東京市麻布區龍土町七十五番地
印 刷 者 金子 榮太郎
東京市赤坂區新町五丁目四十二番地
印 刷 所 金子活版印刷所

發 賣 元 東京市麴町區有樂町一丁目一番地 靱山書店

●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す
振替貯金口座東京三四一七番
電話本局二二三二番

發行所 東京芝三田 慶應義塾内 理財學會